# 東広島市議会市民経済委員会所管事務調査報告書

東広島流通センター株式会社について

# はじめに

東広島市議会では、常任委員会ごとに、それぞれの委員会が所管する分野の中から設定 したテーマについて、自主的に調査研究(所管事務調査)を行っており、調査で得られた 結果は報告書に取りまとめ、必要に応じて、市の執行部に対して提言を行っていくことと している。

本委員会では、令和3年10月から令和4年10月にかけて、「東広島流通センター株式 会社について」をテーマに所管事務調査を実施した。

# 市民経済委員会 構成委員

·委員長 北林 光昭

・副委員長 鈴木 英士

・委員 中川 修

奥谷 求

加根 佳基

乗越 耕司

牧尾 良二

#### 1 調査・研究テーマ

東広島流通センター株式会社について

#### 2 調査目的

東広島流通センター(以下、「センター」という。)に係る過去の経緯、本 市が担う役割、現状及び今後の展望を把握し、当センターの今後のあり方に ついて検討するため。

#### 3 調査方法

- (1) 執行部からの聴き取り
- (2) 関係団体等からの意見聴取
- (3) 他自治体への文書照会
- (4) 他自治体への視察

#### 4 調査期間

令和3年10月13日から令和4年10月12日まで

## 5 調査経過

	年月日	内容
	8月~9月	所管事務調査の実施に至るまでの事前調査・協議
令和 3年	10月13日	本格的な所管事務調査への移行を決定 センターの現状等の聴き取り及び現地視察を行うことを決定
	11月16日	センターの現地視察を実施 センターの経緯、役割、現状等に焦点を絞って聴き取り調査を 実施
	12月2日	視察及び聴き取り調査に係る報告書(案)について確認
令和 4年	1月12日	聴き取り調査(11/16)を基に、執行部から再度聴き取り調査を 実施
	2月18日	福山地方卸売市場についての調査を実施 今後の調査については、当初県外行政視察を予定していた他都 市の調査、検討会の結果における聴き取り等を実施し、調査・ 研究を進めていくことを決定
	2月25日	執行部への資料要求の内容について協議 当初県外行政視察(新型コロナウイルス感染症の影響により中止)を予定していた他都市(愛知県半田市・群馬県高崎市)への質問事項の回答を提示

年月日		内容
	4月13日	資料要求の回答及び「東広島市における農業の流通のあり方検 討会」における検討結果の聴き取り調査
	5月16日	資料要求及び検討会における聴き取りに係る報告書(案)について確認
	6月9日	県外行政視察の実施を決定
	6月20日	視察先への質問事項について協議
令和 4年	7月20日~ 7月21日	県外行政視察を実施した。 ○7月20日 島根県出雲市 「出雲総合地方卸売市場における第三セクターから民営への移行について」 ○7月21日 愛知県半田市 「知多南部卸売市場について」
	8月17日	視察報告書(案)について確認 まとめに向けて協議を行うことを決定
	9月1日	まとめにむけた委員間討議①
	9月27日	まとめにむけた委員間討議②
	10月4日	まとめにむけた委員間討議③
	10月12日	まとめ及び執行部への提言の内容の最終確認を実施

#### 6 調査内容

(1) センターの現地視察

せり等の業務や施設の現状等について現地を見学の上、市場長からの聴き取りを行った。

- 実施日時 令和3年11月16日
- ・実施場所 東広島流通センター株式会社
- ・実施結果 別紙1「所管事務調査視察・聴取報告書」のとおり

#### (2) 産業部農林水産課への調査

ア センターの経緯、役割、現状等について聴き取りを行った。

- ・実施日時 令和3年11月16日
- · 実施場所 東広島市役所第1委員会室
- ・実施結果 別紙1「所管事務調査視察・聴取報告書」のとおり

- イ 福山地方卸売市場について資料要求を行い、産業部農林水産課から資料の提供並びに説明を受けた。その後、福山市へ文書照会を行った。
  - ・実施日時 令和4年1月12日(資料の提供並びに説明) 令和4年1月18日(福山市へ文書照会)
  - · 実施場所 東広島市役所全員協議会室
  - ・実施結果 別紙2「所管事務調査(R4.1.12 実施分)について」のとおり
- ウ センターの取引先別取引額、経営改善に向けたこれまでの協議・取組 みの経緯について資料要求を行い、産業部農林水産課から資料の提供並 びに説明を受けた。また、東広島市における農業の流通のあり方検討会 (以下、「検討会」という。)における検討結果について聴き取りを行っ た。
  - ・実施日時 令和4年4月13日
  - · 実施場所 東広島市役所第1委員会室
  - ・実施結果 別紙3「所管事務調査資料要求・検討会聴取報告書」の とおり

#### (3) 県外自治体への文書照会

愛知県半田市の知多南部卸売市場及び群馬県高崎市の高崎市総合卸売市場について両市へ文書照会を行った。

- ・実施日時 令和4年1月4日
- ・実施結果 別紙4「知多南部卸売市場及び高崎市総合卸売市場への質 問事項に係る回答」のとおり

#### (4) 県外自治体への視察

センターの経営改善に向けた方策を調査するため、島根県出雲市で、出 雲総合地方卸売市場における第三セクターから民営への移行について視察 を実施した。また、愛知県半田市で、知多南部卸売市場について市場見学 を含め視察を実施した。

- · 実施日時 令和4年7月20日~7月21日
- ・実施結果 別紙5「行政視察報告」のとおり

#### 7 委員から出された主な意見

令和4年7月20日~21日の県外行政視察実施後の、これまでの調査を 通して得られた今後の調査のまとめに対する意見について整理した。

- (1) センターのあり方について
  - ア センターの経営改善について2年から3年程度注視しながら、最後は 結論を出していかなければならない。

様々な支援措置によって形式上は黒字経営であるセンターについては、 廃止の選択肢も除外せず、期間を区切って抜本的な対策が必要である。

- (⇒関連意見)改善に向けて取り組む場合の期限については、市がセンターへ土地を無償で貸し付けている期間の終期までを目途としてはどうか。
- (**⇒関連意見**)期限を設けて取り組むことを意識付けすることは重要であるが、具体的な期限まで設定するのかは検討する必要がある。
- (⇒関連意見)委員会の調査範囲では、存続するべきか廃止するべき かの決定的な結論までは出しかねる中、事業主体は第三セクターである ことも踏まえると、廃止すべきとの提案を具体的に示すことはできない のではないか。
- イ 設立当初においては、設置目的を果たすべくセンターが位置づけられ たのだと思われるが、現在、センターが無いと設置目的を果たすことは できないのか。また、設置目的に対するセンターの役割は既に終えてい るのではないか。
  - (⇒関連意見) 現状において当初の設置目的とかけ離れていることは 理解するが、時代に応じたセンターのあり方を模索する必要がある。
- ウ 決算報告書の取扱量に係る一部誤りや監査報告で減価償却に係る指摘があったことを踏まえ、経営者の状況について客観的に判断できる。取引先へ与える影響はどうか。センターの経営状態をどのように改善していくか、また、機能を果たすかという取組みや考えが明確でないと感じる。
- エ センター廃止のメリットは、センターは利便性の高い位置に立地して おり、廃止した場合の跡地活用が本市に与える影響が大きいこと。デメ リットは、センターへ出荷されている生産者の出荷先の受け皿を確保す る必要があることと思われる。

- (2) センターの改善に向けた機能の向上について
  - ア 空き店舗に入居される市場関係業者は僅少で限られている。補助金の 関係等の課題はあるかもしれないが、入居される業者の範囲を広げる等 の手法を検討する必要がある。
    - (⇒関連意見)入居の拡大には多額の設備投資を要するのではないか。
  - イ アイデアが必要になってくるため、専門知識を持ったコンサルタント を導入する必要がある。
    - (⇒関連意見)「コンサルタントの導入」といった具体的な策については、議会から提案するよりは、センターで検討していただいたほうがよいのではないか。
  - ウ 取扱いの圏域を拡張できないか、市内外のスーパーとの取引を広げる 等の努力をする余地はないのか改めて検討する必要がある。
    - (⇒関連意見)取扱量の増加を図るにしても、流通形態の変化により 買受人や個人商店等が減少している中、販売先の確保ができるのか。
    - (⇒関連意見)カット工場等の多額の設備投資の必要はないが、生産者や販売先の新たなニーズを把握し、そのニーズに対応するための検討が必要である。
  - エ 存続させるならば、いずれの経営形態であろうとも、改正卸売市場法を最大限活用し、例えば、選果場の設置、入居の拡大、取扱量の増加、地産地消の具体的施策の強化、一般市民が気軽に立ち寄れる施設の整備、駐車場等の施設の有効利用、近隣の施設(道の駅西条のん太の酒蔵等)とのコラボなどを目指し、リニューアルすることが期待され、検討会等の意見も取り入れ、本市の思い切った決断を求める。
    - (⇒関連意見)新たな道の駅が整備され、当駅で地場産品のPR等が行われており、市場開放や近隣施設とコラボする必要性について整理する必要がある。

- (3) センターの改善に向けた敷地の有効活用について
  - ア センターの事業内容を精査して、現状の事業規模を明確にした上で見 直しを行う必要がある。また、業務の効率化を図った上で、事業を行う ために必要な工数、面積を割り出し、余った敷地は別事業等で運用でき ないのか、検討する必要がある。
    - (⇒**関連意見**) センターの施設の位置等を考えたときに、敷地の有効 活用はできるのか。
    - (⇒関連意見)センターの事業内容の現状を精査することで、事業規模に見合った広さはどの程度かを割り出し、見直すことはできるのではないか。敷地の活用策について検討できないか。
  - イ 市場の廃止等は現段階では時期尚早ではあるが、規模等は早急に見直 す必要がある。
- (4) センターの改善に向けた経営形態の見直しについて

センターの民営化や第三セクターの強化による改善効果は未知数だが、 卸売市場法の改正に着目し、国の動向、世の中の動きを注視しながら、よ りよい経営形態について検討する必要がある。

- (⇒関連意見)民営化の受け手はいるのか。また、第三セクターを強化するためには、市の投資を増やすしかないのではないか。
- (⇒関連意見)存続に向けて、経営形態を現在の第三セクターに絞るよりかは、民営化や現体制の仕組みの見直し等、選択の幅を広げた方がよいのではないか。

#### 8 まとめ、提言

#### ◎センターのあり方について

青果物の流通をめぐっては、流通形態の多様化、個人商店等の減少によるセンターの取扱量の減少等、社会情勢の変化に伴い、当初の設置目的に対するセンターの必要性が問われる中、時代に応じたセンターのあり方について模索する必要がある。また、センターの収支状況等を鑑みると、経営改善に向けた抜本的な対策や取組みが必要であり、これらが明確でないまま、現在の経営を継続することは、施設の老朽化が進む中、将来的に多額の再投資を要することにもなり、センターの存続は困難と言わざるを得ない。

ついては、センターの改善に向けた取組みについて、次に掲げる事項を 参考に検討・協議を行い、改善策を講じるのであれば、センターの土地の貸 付期間や耐用年数等を勘案し、一定の期限を設けて取り組む必要がある。

なお、改善策について模索・検討しても一定期間内に改善の見通しが立たない、実際に改善策に取り組んでも改善の成果が表れないといった場合には、 廃止も視野に入れた検討も行わざるを得ないものと考える。

ただし、廃止の検討を行う場合には、センターを利用する生産者や小売店等への影響にも配慮し、その廃止の時期等について考慮する必要がある。また、センターが利便性の高い場所に立地していることも踏まえ、廃止後の跡地活用についても検討する必要がある。

#### ○センターの改善に向けた取組みについて

- 持続可能な経営に向けて、センターの事業について改めて現状を分析 し、明らかになった問題点や課題等の改善に当たっては、検討会を含 め、関係者や専門家等から幅広く意見を取り入れること。
- ・センターに対する生産者や販売先等のニーズを把握し、そのニーズに 対応するための新たな取組みについて検討すること。
- センターの事業規模を整理した上で、敷地の活用策について検討する こと。
- ・経営形態については、現在の第三セクターに限定せず、卸売市場法の 改正の趣旨を鑑み、民営化を含めた体制の見直しについて幅広く検討 すること。

# 市民経済委員会 所管事務調查視察·聴取報告書

#### 1 テーマ

「東広島流通センター株式会社について」

#### 2 調査目的

東広島流通センター(以下、「センター」という。)に係る過去の経緯、本市が担 う役割、現状及び今後の展望を把握し、当センターの今後のあり方について検討す るため、センターを現地視察した後に、執行部に対し、センターに係るこれまでの 経緯、役割、現状等について聴き取りを行うもの。

#### 3 視察及び聴取日

令和3年11月16日

#### 4 担当部局

産業部農林水産課

#### 5 調査内容

視察では、競り及びパック詰め作業を見学し、センターの概要等について市場長から説明を受けた。執行部からの聴き取りでは、事前に提出した質問事項に基づき説明を受けた。(質問事項の回答についての詳細は別添のとおり)

#### (1) センターの経緯について

昭和50年代、本市が賀茂学園都市建設及び工業団地開発等により、交通網の 充実、都市化、工場の進出、人口の急増が進み、住民生活及び飲食業等に欠くこ との出来ない生鮮野菜等を、地域内に整備された卸売市場から供給していく体制 の整備が求められた。

このような状況を受けて、当初は公設で卸売市場を開設することとなっていたが、農業施策を担う行政と生産流通を担う農業協同組合の積極的な協力が市場運営には不可欠であることから、東広島・賀茂地域1市5町(大和町含む)及び12農業協同組合の共同出資による第三セクター方式を採用することとなり、昭和56年2月にセンターを設立し、昭和57年11月に市場として営業を開始した。卸売業者が株主に加わり、市場敷地の無償貸付け、市場長の常勤から非常勤への変更及び広島中央農業協同組合(以下、「JA」という。)の協力による学校給食食材の青果物を原則センターから仕入れる運用の開始等を経て、現在に至る。

#### (2) センターの目的(本市が担う役割)について

市民が生活を送る上で欠かすことの出来ない青果物を、安定的に供給する拠点施設としての役割を果たしていくとともに、市内生産者が出荷する際の利便性を高め、消費者、生産者に安心して利用いただける市場を目指す。

#### (3) センターの現状について

#### ア 売上・収支・市助成金・取扱量について

- センターの収益は施設使用料のみで、入居テナント数によって増減し、平均して年間約1,900万円前後で推移している。
- 現在、市場の職員は、非常勤職員の市場長と、パートタイム職員の2名体制であるが、第27期(平成19年)までは常勤職員を雇用していたため人件費に係る支出が影響し、収支としては赤字となっていた。直近5年間については、若干の黒字である。
- 市助成金を除いた場合の差し引き収支額はマイナス100万円前後である。
- 取扱量は第17期(平成9年)をピークとして、年々減少しており、第2 7期(平成19年)から年間10~11億円の取引で推移している。
- 県外産の青果物も扱っているが、県内産のみでは商品が揃わない。

#### イ センターへの入退去について

- センターの使用料は、「市場施設使用規則」にて、卸売場棟、関連店舗棟それぞれにおいて区分ごとに使用料を定めている。契約の際には賃貸借契約書を交わしており、保証金として「月額使用料の総額の4か月分」の預け入れをお願いしている。
- 空き区画については、卸売場棟のうち仲卸店舗が1区画、関連店舗棟が3 区画ある。(R3.11.1時点)
- センターへ入居できる事業者については、改正卸売市場法施行以降は、公 序良俗を損なう風俗営業及び反社会的勢力以外の業種であれば、基本的に入 居は可能。
- センターへの入居者募集について、市広報紙、市ホームページ、プレスネット、東広島商工会議所広報、中国新聞および広島経済レポートにテナント募集広告の掲載、市場関係者への紹介・仲介のお願いをしてきた。今年度は9件の照会があり、2件が契約締結に至り、1件が契約準備の段階となっている。(R3.11.16時点)
- センターの退去事例として、他市場への移転(水産業者)、福富町内への移転(乳製品販売業者)、高齢のために廃業(食料品や飲料の販売事業者)が挙げられる。

#### ウ センターの運営について

○ センターが第三セクターであることのメリット・デメリットは次のとおり。

メリット	・市の農業政策の取組みを事業展開に反映させることができる ・設立当初の目的である市民の食の安定供給としての役割を担う
デメリット	・自治体の財政支援を前提とした事業運営になりがち ・市の政策を優先するため、独自性のある事業展開ができない 場合がある

- センターの取扱品目は、野菜、果物及び花き。卸売業者が全国の産地から 買い付けるものと、地元生産者等から販売委託を受けるものがある。
- 現在の主な出荷先として、市内及び県内に本店を置く小売店や、仲卸業者、 市学校給食センター等が大半を占めている。
- 近年は自社流通機能を持つ大型小売店の台頭により、市場流通量は減少傾向にある。個人商店の減少に伴い、取引件数も減少している。
- 現在の買受人は37人で、開設当時の174人より減少している。

#### エ その他について

- 全国的な問題として、流通の多様化により、市場取扱量は年々減少傾向に ある。市場取扱量の減少は卸売事業者の経営を圧迫するため、これまでと同 様の経営を続けていては、より一層厳しい状況に陥ることとなる。
- 生産者の理解のもと、出荷しやすい環境を整え、販路を見据えた販売戦略を展開していく必要があり、現在、市が開催している「東広島市における農業の流通のあり方検討会」(以下、「検討会」という。)において、取組みの方向性を検討している。
- 卸売場棟、関連店舗棟ともに鉄骨造りで耐用年数は45年であるが、既に39年が経過している。新耐震基準は満たしており、建物に目立った傷みは出ていないが、施設の損傷具合に応じ、適切な対応が必要である。また、場内事業者各々が携わる業務において、業務効率化につながる機器及び設備の更新の必要性を感じられている。
- 県内の卸売市場については、公設が2市場、第三セクターが2市場、民設が5市場の計9市場ある。(広島市及び呉市…公設、竹原市…第三セクター、福山市…民設)
- センター利用事業者の思いは次のとおり。

生産者	独自に販路を持たない生産者にとっては、身近な出荷先であるが、現状では出荷するメリットを感じられていない。 出荷調整の負担軽減のため、市場内に選果場などの施設を求める声が多い。
-----	--

红丰光本	取扱量を増やし、事業拡大について意欲的であり、生産規
卸売業者	模拡大に取り組む生産者の育成に力を入れていきたい。
	市場を訪れる市民はほとんどいないため、一般の方も気軽
   仲卸業者	に立ち寄れる賑わいのある施設になって欲しいという声が
関連店舗入居者	ある一方、現状を維持しながら事業継続を考えているが、
	後継者がおらず、将来が見通せないと感じている事業者も
	いる。

#### 6 委員会での主な質疑

- **Q** ①東広島流通センターの設置目的を十分に果たすことが難しい現状の中で、関係者の期待に応えられる市場にするための考えはどういうものか。
  - ②検討会において、センターを継続するかしないかも含め検討されているのか。
- A ①設立当初は、本市の人口増加を踏まえ、安定的に青果物を市民へ供給する拠点とすることを目的としていた。現状では、大型ショッピングセンター等が独自の流通経路を持つ等、流通形態が変化している。今後、流通及びセンターの機能について、市としてセンターとどのように連携を取るかが課題であり、検討会で関係者の意見をいただきながら、方向性を検討している。
  - ②継続を前提として、センターにどのような機能が今後必要になるのかについて先を見越しながら検討していく。
- Q JAの役割及び同組合との連携についてどのように考えられているか。
- A 検討会を過去5回行っているが、JAも委員に入っていただいており、流通形態が様変わりする中で、市場の今後の展開や方向性について検討を進めているところである。

その中で、JAの県内合併も見据えた上で、JAの役割や連携についても検討していきたい。

- **Q** JA自体、体制や事業展開が変化している中で、今後のJAとのかかわり方は変わらないのか。
- A JAは、本市において農業振興していく上では、欠くことの出来ないパートナーであると考える。生産から流通そして販路まで如何にスムーズに流すかを課題としており、引き続きJAと連携して協議していきたい。
- **Q** 福山地方卸売市場は民設であるが、当該市場の設立経緯等について把握されているか。
- A 保留(資料について執行部へ依頼)

- Q センターの現在の利用事業者等の思い(方向性)、意向に係る質問に対し、「市場を訪れる市民はほとんどいないため、一般の方も気軽に立ち寄れるような機能を併せ持つ賑わいのある施設になってほしいという声が聞かれる。」とあるが、市民に知っていただくためのセンターの景観に係る維持管理はどのように取り組まれているか。
- A 施設の景観や環境について非常に重要な要素であると認識している。現在まで、 市場長が草刈り及び清掃等を行ってきた。不十分な部分については、センターへ 指摘させていただく。

以前は、センターでも「流通センター祭り」等のイベントが開催されていた。 今後、市場の活性化に向けて、日曜市の開催等について検討している。

- **Q** 市場外への営業及び空きテナントについてどのように取り組まれてきたか。
- A センターの本来の目的に立ち返って取組みを行う必要があると考える。空きテナントについては、市と市場が一緒になって解消に向けて努力していきたい。
- **Q** 買受人が設立当初の4分の1程度に減少しているが、その改善に向けてどのような取組みをしてきたか。
- A 小規模小売店の減少により、買受人も減少した。買受人の増加に向けた取組みについては、市場と協議してきたが、対策が進まない現状にある。引き続き、検討会の中でも協議を進めていきたい。
- **Q** 39期(令和元年)から40期(令和2年)にかけて取扱量が伸びている割に、 取扱金額がそれほど伸びていないが、何か理由はあるか。
- A 保留(執行部において確認)
- **Q** センターの現在の利用事業者等の思い(方向性)、意向に係る質問に対し、卸売業者の思いとして、「事業拡大について意欲的である」、「生産規模拡大に対して積極的に取り組む生産者の育成について、力を入れていきたい」とあるが、具体的にどのようなイメージを持っているか。
- A 卸売業者としても、現状に危機感を抱いており、今後の取組みについて真剣に 考えられている。卸売業者としても生産者と如何にコミュニケーションを取って いくかを重視しており、生産者が自立可能な団体、組織になることで市場がより よく循環していくと考えられている。
- **Q** 新規就農者にセンターへ誘導していく取組みは可能か。あるいは取り組んでいるのか。
- A 新規就農者に対し、センターへの誘導について強制は出来ないものの、園芸センターから紹介に係る助言をしていただいている。

#### 7 委員間討議での意見(市としての公的支援の方向性)

- 施設の老朽化に対する質問に対し、「新耐震基準は満たしており、建物に目立った傷みは出ていないが、施設の損傷具合に応じ、適切な対応が必要であると考える。」との回答があったが、センターで働かれている方の労働環境も併せて整備する必要がある。
- 本委員会での本格的な議論に入る前に検討会の結論について説明していただ きたいと考える。
- この過渡期において、センターに対する抜本的な対策が必要であると改めて感じた。
- 検討会においても、センターの株主それぞれの役割を明確にした上で今後の方向性について検討していただく必要がある。設立当初と現在では状況が変わってきていることを認識した上で、協議していく必要がある。民間の知恵とノウハウを活用する必要がある。
- 農家によるセンターへの直接搬入が減少した部分を取り戻す等の市場外への 営業活動に係る取組みが必要である。

# 令和3年度東広島市議会市民経済委員会

# ~東広島流通センターについて~

## 1 経緯に関する事項

質問

1-1

貴センターの事業開始からの5年ごと(直近5年間については単年ごと)の売上げ、収支、助成金、取扱量(金額及び重量)についてご教示ください。

# 【回答】

金額:千円、数量: t

	1			I	,
期(年次)	売上	収支	田式久	取扱量	
朔 (十仏)	近上	以义	助成金	金額	数量
2期(S57)	2, 627	<b>▲</b> 20, 108	159, 729	320, 943	_
7期(S62)	20, 467	4, 008	30, 593	742, 593	4, 816
12期(H4)	24, 713	▲397	41, 037	1, 459, 828	7, 942
17期(H9)	20, 956	<b>▲</b> 7, 268	42, 606	1, 851, 499	8, 805
22期(H14)	21, 579	▲384	42, 396	1, 426, 188	7, 430
27期(H19)	19, 174	▲343	32, 786	1, 105, 292	5, 381
32期(H24)	18, 757	96	1, 324	1, 070, 443	4,714
36期(H28)	18, 923	82	1, 163	1, 181, 196	4, 732
37期(H29)	17, 475	3	1, 174	1, 087, 081	4, 649
38期(H30)	17, 021	120	1,040	993, 057	3, 930
39期(R1)	18, 233	46	1, 038	1, 096, 518	4, 676
40期(R2)	19, 734	82	1, 027	1, 183, 806	7, 107

質 問 1-2 直近5年間程度の市による助成金額を除いた場合の収支額についてご教示ください。

【回答】

金額:千円

期(年次)	当期利益	市助成金	差引収支額
36期(H28)	82	1, 163	<b>▲</b> 1, 081
37期(H29)	3	1, 174	<b>▲</b> 1, 170
38期(H30)	120	1, 040	▲920
39期(R1)	46	1, 038	▲992
40 期(R2)	82	1, 027	▲945

## 2 役割に関する事項

質問	貴センターの経営方針についてご教示ください。
2	

#### 【回答】

市民が生活を送るうえで欠かすことのできない青果物を、安定的に供給する 拠点施設としての役割を果たしていくとともに、市内生産者が出荷する際の利 便性を高め、消費者、生産者に安心して利用いただける市場を目指す。

また、経営の健全化に向けて、場内事業者との連携を深め、市場活性化に向けた取り組みを進めながら、持続的な市場運営を目指す。

#### 3 東広島流通センターの入退居状況

**質 問** 3-1

卸売市場棟及び関連店舗棟の区画数及びこれまでの事業者等の入 退居の推移について、可能な範囲でご教示ください。

#### 【回答】

○区画数

卸売場棟 卸売事業者事務所 1区画(うち、空き区画 0区画)

卸売場 1区画( " 0区画)

仲卸店舗 5区画( "1区画)

関連店舗棟 16区画( "3区画)

※空き区画情報:R3.11.1 時点

○事業者の入退去状況

(卸売場棟)

・卸売事業者事務所 開設以来、卸売業者は1者が担っており、入退去に異動はない。

• 仲卸店舗

開設時は、仲卸業者が4者入居。

H29年度までは、仲卸業者が2者入居。(現在は1者のみ)

今月より、関連店舗棟から仲卸店舗へ移動した事業者が1者あり。

#### (関連店舗棟)

• 関連店舗

H22年度から昨年度にかけて、2店舗が空き区画となっていた。 (今年度の動き)

# 入居

・既存入店者の追加入居 1件

・新規入居 1件

退去

・廃業等による退去 2件

・仲卸店舗への移転による退去 1件

#### 質問

3-2

卸売市場棟及び関連店舗棟へ入居できる事業者等に係る業種は限定されていますか。また、限定されている場合は、どのような業種が入居可能なのかご教示ください。

#### 【回答】

令和2年6月21日に改正卸売市場法が施行され、「市場機能の充実に資する ①生鮮食料品等の卸売の業務を行う者(市場取扱品目に関係する者を除く)及び 市場取扱品目の保管、貯蔵または運搬を行う者、②飲食店営業、金融業その他市 場関係者に便益を提供する業務を営む者が入居できる」と、卸売市場法や当市場 業務規程で定められていた。

改正卸売市場法施行以降は、公序良俗を損なう風俗営業及び反社会的勢力以 外の業種であれば、基本的に入居は可能としている。 **質 問** センターの入居及び使用に係る負担額、また、その金額の設定根拠 **3-3** をご教示ください。

# 【回答】

東広島流通センターが制定する「市場施設使用規則」にて、使用料を定めている。

また、契約の際には賃貸借契約書を交わしており、保証金として「月額基本 使用料の総額4か月分」の預け入れをお願いしている。

単価:税抜

#### ○使用料一覧表

	凡	<u> </u>				· 1701/X
		区分	面積	室数	単価	月額 (千円)
		卸売業者事務所	120 m²	1	960 円/㎡	115
		卸売場	1,500 m <sup>2</sup>	1	210 円/㎡	315
		仲卸店舗	80 m²	5	790 円/㎡	316
	1	仲卸店舗前スペース	40 m²	5	210 円/㎡	42
	階	買受人組合事務所	50 m²	1	500 円/㎡	25
卸売		仲卸組合事務所	30 m²	1	500 円/㎡	15
場棟		倉庫	50 m²	1	440 円/㎡	22
		冷蔵庫	50 m²	4	900 円/㎡	180
		会議室	80 m²	1	1,000 円/時間	_
	2		80 m²	1	1,190 円/㎡	95
	階	事務室	77 m²	1	1,190 円/㎡	92
			32 m²	1	1,190 円/㎡	38
HHV Is also			100 m²	3	1,060 円/㎡	318
関連店	関連店舗		80 m²	2	1,060 円/m²	170
舗棟			40 m²	11	1,060 円/㎡	466
	合計				2,209	

質問 3-4

卸売市場棟及び関連店舗棟への入居者募集に係る取組内容と実績 についてご教示ください。

#### 【回答】

#### ○空き店舗対策

前述のように、改正卸売市場法が施行されるまでは入居可能な業種が限ら れていたため、テナント募集に応じる事業者は中々見つからなかった。

同法施行以降は市広報誌、市ホームページ、プレスネット、東広島商工会 議所広報、中国新聞及び広島経済レポートにテナント募集広告を掲載し、市 場関係者には入居者募集について紹介・仲介をお願いしてきた。

現在はコロナ禍にあって、事業の新規開始や拡大が難しい社会情勢にある が、今年度に入って9件の照会があり、2件が契約締結に至り、1件が締結 準備の段階となっている。

質問

センターを退居された事業者等の退去理由について、把握されて **3-5** いる範囲でご教示ください。

#### 【回答】

○近年の退去事例

• 水産業者 : 市内での取引量減少のために三原市場へ移転

・乳製品販売業者 : 福富町内へ移転

・食料品や飲料の販売事業者 : 高齢のために廃業

#### 4 現状に関する事項

**質問** センターが第三セクターで経営をされることのメリット・デメリ **4-1** ットについてご教示ください。

#### 【回答】

#### ○メリット

- ・市の農業政策の取り組みを事業展開に反映させることができる。
- ・設立当初において、市民の食の安定供給の拠点としての役割を担う。 ただし、近年は流通の多様化により、そのメリットは薄れてきている。

#### ○デメリット

- ・自治体の財政支援を前提とした事業運営になりがち。
- ・市の政策を優先するため、独自性のある事業展開ができない場合がある。

# **質 問** 卸売市場棟及び関連店舗棟への入居者募集以外の売上向上に向 け、これまでどのようなことに取組み、また、どのような点に特に力 を注がれましたか。

#### 【回答】

令和2年6月に改正卸売市場法が施行されるまでは、卸売市場の収入は施設使用料に限定されていた。そのため、収入を増やすためには空きテナントを埋めることが唯一の方策であり、市広報誌をはじめ、プレスネットや広島経済レポートなどのメディアを活用し、テナント入居者の募集に向けた活動を行ってきた。

# **質問**

センターの取扱品目及び品揃えについてご教示ください。また、取 扱品目の経年による変化はありますか。あるならばどのように変化 していますか。

#### 【回答】

当センターの取扱品目は、野菜、果物及び花きとなっている。

品揃えについては、卸売業者が全国(北海道、長野、熊本が多い)から買い付けるものと、地元生産者等から販売委託を受けるものがあり、収穫状況によって 増減することはあるが、特段、経年による変化はみられない。

# 質 問 4-4

品物の出荷先についてご教示ください。また、実際に購入している 小売店や飲食店等に、経年で変化はありますか。

#### 【回答】

- ○主な出荷先
  - · 市内本店小売店A(全店舗数 18 市内店舗数 11)
  - ·県内本店小売店B(全店舗数44、市内店舗数3)
  - · 県内本店小売店C(全店舗数 7、市内店舗数 1)
  - 仲卸業者(1者)
  - ・市学校給食センター(4センター)

#### ○経年変化

平成15年ごろまでは大型小売店との取引があったが、近年は独自流通機能をもつ大型小売店の台頭により、市場流通量は減少傾向にある。

また、平成元年を境に、個人商店との取引件数が減少している。

質問

買参人の人数についてご教示ください。

4-5

#### 【回答】

○登録買受人数

令和3年(現在) <del>31</del>人 37

質問 4-6

荷受けから出荷までの効率的に行うために、機器や設備の更新が | 必要と考えられていますか。

#### 【回答】

場内事業者が安心して、安全に業務を遂行できるよう、適切な施設管理を念頭 に置き、業務の効率化に向けた設備等の更新を行ってきた。

また、場内事業者各々が携わる業務において、業務効率化につながる機器及び 設備の更新の必要性は感じている。

#### 5 その他事項

質問	現在のセンターの運営等を何も変えずに続けた場合、	10年後に
5-1	は、どのような状態になっていると予想されますか。	

#### 【回答】

全国的な問題として、流通の多様化により、市場取扱量は年々減少傾向にある。 市場取扱量の減少は、卸売事業者の経営を圧迫するため、将来に向け、これま でと同様の経営を続けていては、より一層厳しい状況にあるものと予想される。

質問	流通のあり方が多様化する中、テナントを増やし、取扱いの種類・
5-2	量を増加させ、センターの活性化を図るための計画があればご教示
	ください。

#### 【回答】

生産者の理解のもと、出荷しやすい環境を整え、販路を見据えた販売戦略を展開していく必要がある。

そのため、現在、市が事務局として開催している「東広島市における農業の流通のあり方検討会」にて、取り組みの方向性を検討し、当市場の持続的な市場運営に向けて検討していく。

質問	1982年開業の施設であることから、施設の老朽化が進行し、補
5-3	修の必要性も出てきているのではと推測されますが、このことに対
	し、市としてのお考えをご教示ください。

#### 【回答】

卸売場棟、関連店舗棟ともに鉄骨造りで耐用年数は45年であるが、既に39 年が経過している。

新耐震基準は満たしており、建物に目立った傷みは出ていないが、施設の損傷 具合に応じ、適切な対応が必要であると考える。

#### 質問

5-4

広島市・福山市等、他市の同様施設の現状はどのような状況ですか。運営状況については、貴センターと同様に実質赤字経営なのでしょうか。また、本市と同じような検討をされているのでしょうか。 分かる範囲でご教示ください。

#### 【回答】

○県内の卸売市場

公設: 2市場第三セクター: 2市場民設: 5市場

	広島中央卸売市場	呉地方卸売市場	竹原地方卸売市場	
区分	公設	公設	第三セクター	
事業規模	29 億円	7,000 万円	1,400 万円	
土地所有	広島市 (全面)	呉市(全面)	竹原市(駐車場) 市場(建屋底地)	
運営補助	一般会計から 10 億 円の繰入	無し (6 年前までは あり)	無し	

#### ○各市場の検討状況

(広島中央卸売市場)

- ・広島中央卸売市場、広島中央卸売市場東部市場の統合による再整備事業 を進めている。
- ・再整備には国庫補助と市からの繰入金を想定。

#### (呉地方卸売市場)

- ・開設40年を迎え、今年度より再整備に向けた検討を開始。
- ・市場運営に当たっては、指定管理者制度を導入。

#### (福山地方卸売市場:民設)

- ・開設50年を迎えており、2年前から再整備に向けた検討を開始。
- ・再整備計画についてコンサルティング会社に委託し、サウンディング型 市場調査によって事業提案を募集。
- ・今年度、福山通運(株)が優先交渉事業者に決まり、市場内に民間事業者 施設誘致に成功し、再整備に着手。
- ・令和9年の工事完了を目指す。

質問センターの現在の利用事業者等の思い (方向性)、意向は、確認さ5-5れていますか。

#### 【回答】

#### ○生産者の思い

独自に販路を持たない生産者にとっては、身近な出荷先として利用したいとの声もあるが、現状では出荷メリットを感じられていない。

出荷調整に係る作業に負担を感じており、市場内に選果場などの施設を求める声が多い。

#### ○卸売業者の思い

取扱量を増やし、事業拡大について意欲的であると聞いている。

また、生産規模拡大に対して積極的に取り組む生産者の育成について、力を 入れていきたいと伺っている。

#### ○仲卸業者、関連店舗入居者の思い

市場を訪れる市民はほとんどいないため、一般の方も気軽に立ち寄れるような機能を併せ持つ賑わいのある施設になって欲しいという声が聞かれる。

現状を維持しながら事業継続を考えているが、後継者がおらず、将来が見通 せないと感じている事業者もいる。 令和3年度市民経済委員会所管事務調査(R4.1.12 実施分)について

#### 1 概要

令和3年11月16日に実施した執行部からの聴き取り調査の際、回答が保留となっていた内容について、令和4年1月12日に、産業部農林水産課から資料の提供並びに説明を受けた。福山地方卸売市場における新たな調査事項については、福山市へ文書照会を行った。

#### 2 執行部説明内容

詳細は、令和4年1月12日の委員会資料のとおり。

(1) 東広島流通センターの取扱数量が令和元年から令和2年にかけて伸びている割に、取扱金額がそれほど伸びていない理由について

令和3年11月16日の所管事務調査における質問事項の回答資料について 訂正の報告を受けた。

#### (2) 福山地方卸売市場の状況について

「市場概要」、「土地、建物管理」及び「再整備計画」について資料の提供並びに説明を受けた。

#### 3 本市と福山市の比較

	東広島流通センター	福山地方卸売市場					
敷地面積	17,324 m <sup>2</sup> ※小数点未満切捨て	55, 051 m²					
年間取引額	1 1.6億円(R2年) ※百万円単位四捨五入 ※取扱品目:野菜・果物・花き	400億円 (青果200億円、水産100億円、 場外市場100億円)					
卸売業者	1 社	青果3社、水産2社、塩干1社					
仲卸業者	1 社	青果26社、水産2社					

#### 4 福山市への質問事項・回答

次の質問事項について、福山市へ照会を行い、次のとおり回答を受けた。

Q 福山地方卸売市場が、民設民営で運営している経緯・理由について

#### A 【執行部】

#### (経緯)

1961年(昭和36年)に旧日本鋼管㈱の立地が決定し、将来の人口増加に対応した生鮮食料品等の安定・円滑な流通が急務となったことや、当時の市内中心部に問屋街が散在しており、人や自動車等による交通渋滞を引き起こし、社会問題となっていた。これらのことから、市を設置者とした公設市場の設立をめざし、議論が始まったが、次の理由から断念し、民設市場として開場されることとなった。

#### (理由)

- ・国の補助は受けられるものの、高額な市費の持ち出しが必要なこと。
- ・指導の厳しい中央卸売市場への卸売業者のためらいがあったこと。

#### 【議会】

福山市議会では中央卸売市場調査特別委員会(昭和38年設置)において、 7年間、通算38回にわたって調査検討を重ねた。

流通機構の合理化と、市場としての機能を十分果たし得る組織・設備・施設の充実した総合卸売市場を建設することは、福山市発展の観点からも重要な課題と考えた。

審議の過程で特に焦点となったのは、市場の形態を市場法に基づく中央卸売市場とすべきかどうかである。他都市の事例から、法に基づく中央卸売市場を開設する場合は、長期的かつ継続的に多額の財政負担を余儀なくされるであろうことが認識された。

理事者側の所信をただすと共に、関係業者との折衝を積み重ねる中で、最も 効率的に行政効果を発揮でき、市場建設本来の目的が達成できる方策として、 民間資本導入による総合卸売市場の建設・運営方針を確認した。

- Q 福山市としての福山地方卸売市場への関与について(支援施策・体制について)
- A 次のとおり
  - 市場内の駐車場、管理棟、荷捌場を有償貸付。
  - ・場内警備、交通整理、清掃、水道光熱費等の市場全体の管理運営費の一部補助。
  - 駐車場の一部を毎年補修。
- Q 株式会社福山地方卸売市場の役員又は市場に関する委員会・協議会等の構成の中に、貴市の職員等が入っているか。

#### A 【福山地方卸売市場流通対策協議会(市の組織)】

市場の総合運営及び生鮮食料品等の流通対策について意見交換等をする協議会であり、市議会議員、農協、市場内業者、関連団体等で構成されている。 経済環境局経済部農林水産課は事務局の役割を担っている。

#### 【福山地方卸売市場運営委員会(市場の組織)】

市場内業者にて構成される委員会で、会長が指名する福山市の職員がオブザーバーとして当該委員会に出席することとなっている。現在は、農林水産振興担当部長が指名されている。(毎月開催)

#### 令和3年11月16日 所管事務調査提出資料

# 令和3年度東広島市議会市民経済委員会

~東広島流通センターについて~

#### 1 経緯に関する事項

# 質問貴センターの事業開始からの5年ごと(直近5年間については単1-1年ごと)の売上げ、収支、助成金、取扱量(金額及び重量)について<br/>ご教示ください。

# 【回答】

金額:千円、数量: t

#B (FY)	売上	収支	助成金	取扱量	
期(年次)				金額	数量
2期(S57)	2, 627	<b>▲</b> 20, 108	159, 729	320, 943	_
7期(S62)	20, 467	4, 008	30, 593	742, 593	4, 816
12期(H4)	24, 713	▲397	41, 037	1, 459, 828	7, 942
17期(H9)	20, 956	<b>▲</b> 7, 268	42, 606	1, 851, 499	8, 805
22期(H14)	21, 579	▲384	42, 396	1, 426, 188	7, 430
27期(H19)	19, 174	▲343	32, 786	1, 105, 292	5, 381
32期(H24)	18, 757	96	1, 324	1, 070, 443	4,714
36期(H28)	18, 923	82	1, 163	1, 181, 196	4, 732
37期(H29)	17, 475	3	1, 174	1, 087, 081	4, 649
38期(H30)	17, 021	120	1,040	993, 057	3, 930
39期(R1)	18, 233	46	1,038	1, 096, 518	4, 676
40期(R2)	19, 734	82	1,027	1, 162, 579	4, 840
				<del>1, 183, 806</del>	<del>7, 107</del>

# R4.1.12 市民経済委員会所管事務調査資料 産業部 農林水産課

#### 福山地方卸売市場について

#### 1 市場概要

(1) 開設者 株式会社福山地方卸売市場(民設民営)

職員:1名(市場長)、事務員数名

(2) 開設日 昭和 46 年 6 月 1 日

(3) 敷地面積 55,051 m<sup>2</sup>

(4) 年間取引額 400 億円 (青果: 200 億円、水産: 100 億円、場外市場: 100 億円)

(5) 場内事業者 卸売業者:青果3社、水産2社、塩干1社

仲卸業者:青果26社、水産2社

関連組合:4組合

関連食品棟の店舗:18店舗

(6) 供給圏 福山市、府中市、神石高原町、笠岡市、井原市、その他

(7) 供給圏人口 約70万人

#### 2 土地、建物管理

(1) 土地所有者

福山市 駐車場、管理事務所棟底地、道路、水路

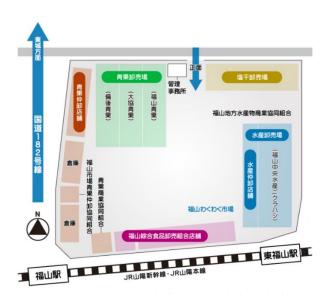
場内事業者 上記以外

(2) 建物管理者

福山市 管理事務所棟

場内事業者 上記以外

#### 【市場案内図】



出典:福山地方卸売市場 HP

#### 3 再整備計画

別紙のとおり

#### 1. 市場再整備 ゾーニング概要

- 市場機能エリアと外部事業者誘致エリアに分け、営業を継続しながらの現地建替え計画とする
- 外部事業者誘致エリアの配置は、市場機能との親和性を狙い、整備敷地内中央への配置とする
- 誘致エリアの施設は、4階建ての物流センターとし、市場機能の補完を可能にする施設計画とする
- 市場機能の施設整備は、開設者による自主整備を基本とし、平屋ベースのローコスト計画とする

#### 【図表-1】福山地方卸売市場(現状 航空写真)



【図表-2】誘致エリア施設イメージ

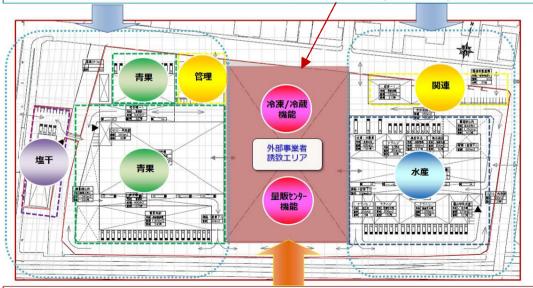


【図表-3】再整備後のゾーニングイメージ(※現時点での想定)

市場機能施設 (敷地面積:約40,500㎡)

福山市場 自主整備

- ・青果エリア: 2階建て 延べ面積 約14,500㎡ (約4,400坪)
- ・水産エリア: 2階建て 延べ面積 約11,250m (約3,400坪) ・その他エリア: 2階建て 延べ面積 約3,950m (約1,200坪)
  - ◇総計 延べ面積 約29,700m (約9,000坪)



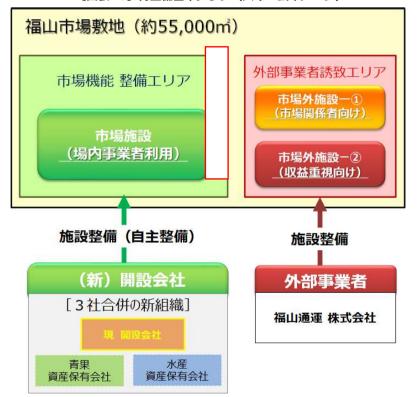
#### 外部事業者誘致エリア (敷地面積) 約14,500㎡ (予定)

・想定施設:物流センター棟(3温度帯/TC・DC) / 4階建て

·想定規模:建築面積 約10,045㎡ (約3,038坪) 延床面積 約33,440㎡ (約10,115坪) 2. 再整備基本プラン(事業スキーム)

- 市場機能エリアの整備の事業主体者は、「(新)開設会社」による自主整備とする
- (新)開設会社については、「現開設会社」、「青果資産管理会社」、「水産資産管理会社」の3社合併の組織を、新規に組成する方向で検討を進めている
- 外部事業者誘致エリアの事業主体者は、「福山通運株式会社」を優先交渉権者とし、 今後、具体的な施設計画について、協議を進めていく
- 外部事業者誘致エリア施設整備については、① (市場関係者向け) 量販店向けのセンター機能+冷蔵・冷凍倉庫機能、② (福山通運収益重視向け) 倉庫+センター機能、の2種を軸とした計画で検討を進めていく

#### 【図表-4】再整備基本プラン(スキームイメージ)



#### 3. その他(市場機能エリアの整備概要)

- 卸売場、保管庫、配送センター、加工場、等の市場機能の閉鎖型・定温化を進め、 コールドチェーン機能を強化し、品質の確保と衛生管理の徹底を図る
- 入荷から出荷までの動線を徹底的に見直し、卸売場/仲卸売場/場内事業者のセンター・加工場/外部事業者の整備施設(量販向けセンター+冷蔵・冷凍保管庫)の相互連携、売買参加者の買付け動線、について明確で効率的な運用を図る
- 関連店舗群をロードサイドに配置し、市場との動線を分けることで、一般来場客の安全な来訪を可能にし、新規店舗の誘致も含め、賑わい機能を強化する

#### 外部事業者

## 市民経済委員会 所管事務調查資料要求 · 検討会聴取報告書

#### 1 概要

令和4年4月13日に、資料要求(R4.3.25付け)に係る産業部からの資料の提供並びに説明を受け、併せて、東広島市における農業の流通のあり方検討会(以下、「検討会」という。)における検討結果に関する聴き取りを実施した。

その後、これまでの調査研究内容や委員の意見について取りまとめたものを確認 した上で、今後の調査研究の方向性や論点等に係る委員間討議を行った。

#### 2 調査内容(詳細は、令和4年4月13日の委員会資料のとおり。)

- (1) 資料要求の内容
  - ・東広島流通センター株式会社(以下、「センター」という。)の第40期(令和 2年)の取扱金額に対する取引先別の取引額が分かるもの。
  - ・センターの取締役(市、JA及び卸売業者)の、センターの経営改善に向けた これまでの協議及び取組みの経緯が分かるもの。
- (2) 東広島市における農業の流通のあり方検討会について

#### 3 質疑・応答及び意見

- (1) 資料要求について
  - **Q** ①卸売業者は、センターの経営に関与される中で、先般の取扱量の訂正について市に対してどのような報告があったのか。
    - ②センターの経営改善について、取扱量の現状も踏まえて協議していく必要があるのに、卸売業者が、当初の報告前に数字の誤りに気づくことが出来なかったことに対して、市としてどのように捉えているか。
  - **A** ①卸売業者から、取扱量の報告ミスについては大変申し訳なく、二度とこのようなことが起こらないように、数字のチェックや情報の共有等を行っていくことの報告があった。
    - ②市は今後このような誤りが無いように、連携を取っていくことを卸売業者に伝えている。また、センターの在り方について、改善点等について取締役間で協議を続けて、できる限り早い段階で方向性を定めていくことで認識を共有している。
    - → (委員意見) センターの在り方について議論するに当たり、卸売業者の経営者としての資質の有無等について確認する必要があると思われる。第三セクターの中で、いわゆる「親方日の丸」的な経営感覚では、経営改善は絶対にできないと考える。
    - ⇒ (執行部見解) センターの経営改善については、早期に対応する必要がある。 センターの在り方を検討する中で、卸売業者の果たせる役割は非常に重要だ と考えており、しっかりと議論していきたい。

- Q 取締役会では、経営改善に向けて、これまで人件費の削減の観点でしか協議 されていなかったとのことだが、センターへ出荷しなくなった生産者を取り戻 すといった営業努力等に係る建設的な意見は出なかったのか。
- A 経費の削減を行い、センター自身の収支の改善に対応したことを資料として 提出した。新たな手法での営業により、収入を上げていく等の取組みについて は、これまでのところ見当たらなかった。センターが、生産者に対してメリッ トのある役割を担っているか、あるいは担うための方策があるのかについては、 検討会で御意見をいただいているので、そういう観点で、議論していきたい。
- **Q** センターの経営改善に向けた取締役会の協議において、JAとしての役割は どのように果たされてきたのか。
- A JAにおいては、市の農業振興のために市と同じ方向性で取組みを進めており、センターの経営状態についても真摯に受け止められている。取締役会の中で、具体的なセンターの経営改善についての議論があった訳ではないが、農業者の支援を含めて、センターを活用し、流通量を増やしていこうということについては市と同じ意見であり、センターによる学校給食の青果調達もJAの協力があってのことである。
  - → (委員意見) J Aはセンターの取締役でありながら、検討会の検討内容のまとめによると、農家の出荷は J Aへ行っていることが記載されている。センターの取締役として位置づいていることは、センターを存続していくのであれば、大きな問題だと思われる。

#### (2) 検討会について

- **Q** センターの存続を図っていく中で、市は運営形態も含めて、何を主眼に置いて抜本的な改革をしようとしているのか。
- A センターの本来の目的(地域の農業の振興と農業所得の向上策の一環として、 適正な販路を提供することにより、地域住民の生活の安定に貢献すること)と していた役割を果たすことに主眼を置いていきたい。
  - → (委員意見) 農業者の生産性や売上げの向上がセンターの一つの目的だと思われるが、そういった観点も加えて、センターをどう変えていくのかがポイントだと思われる。学校給食の青果調達については、センターが全量を担っていることもあり、乱暴な改革は出来ないと思う。センターの本来の目的はどこにあるのか、現在、その目的は本当に求めていくものなのかといった視点で検討する必要がある。
- ⇒ (執行部見解) 流通形態が変化する中で、市場や行政が果たすべき役割を考えるため、農業者等の関係者からのヒアリング等を行い、丁寧に話をしながら、対応していきたい。

- **Q** 選果場やカット工場などの新たな機能について、施設建設に係る資金等の費用対効果を考慮すると困難とのことだが、センター独自では対応出来ないということか。
- A 選果場やカット工場の運営については、先進事例や実際に運営されている市場を参考にしたが、コスト面での対応が非常に難しいという意見をいただいた。 検討会の中でも、衛生環境のコストも大きい現状も踏まえると、難しいのではないかという議論であった。
  - → (委員意見) 出荷しやすい環境を整えるために、新たな機能について今の時代に合わせていくことも必要だと考える。新たな機能の導入により、何かしらの変化を生み、賑わいを取り戻せるのではないかと感じた。コスト的に困難等の固定概念を外しながら引き続き検討していただきたい。
  - ⇒ (執行部見解) 生産者がセンターに出荷していくメリットを生み出す仕組 みについて検討していきたい。

#### 4 委員間討議での意見(今後の調査研究に向けての方向性や論点、課題等)

#### ○【中川委員】

相当限界の状態に来ていると思われるため、執行部にも本当に存続するのか、 しないのかということも視野に入れて検討をしていただきたい。流通形態の変化 により、センターの役割を終えた状態に近いのであれば、第三セクターという枠 も外していく検討も必要ではないかと思われる。

#### ○【奥谷委員】

第三セクターの限界だと思われる。第三セクターは、責任体制の所在がはっき りしていない。これはどこの第三セクターでもそうである。だから、第三セクタ ーの形態は時代遅れと言われている。

第三セクター自体を見直す議論がないと、同じことの繰り返しになると思われる。センターの本来の設置目的を果たすためには、どういう経営形態が良いのかを第一に検討する必要がある。

#### ○【加根委員】

センターのこれまでの経営改善に向けた努力が何も見えない。プロの集団が現 に存在しており、改善の可能性はあるはずなので、今後、行動を起こして努力し てほしい。

#### ○【乗越委員】

センターを存続するのか、しないのかということにもなってくるが、センターを存続するならば、今の取締役の体制には、大きな課題があるものと思われる。 また、センターの卸売業者の経営者としての資質について整理ができないと、ほかのことを検討しても意味を成さないと思われる。

#### ○【牧尾委員】

センターの取引先別取引額について、仲卸業者との取引額が占める割合が2% 程度である。時代の流れで、個人商店が僅少となっており、センターの必要性が

別紙3

無くなってきている。当初の目的の一つである農家からの受入先をつくることについて、今では市内農家の大半は、センターに頼ることなくJAへ出荷しており、JAの方が集荷・販売などの面において適切な対応をされている。

<u>これらのことから、センターについては、小規模な土地を見つけて移転し、現</u> 在の土地の利活用等を検討することが市の責務だと思われる。

# 市民経済委員会所管事務調査に係る資料について

# 1 東広島流通センター株式会社の第40期における取引先別取引額について

○第40期(令和2年)取扱高

事項		内容	備考
取扱量		4,840 t	
取扱金額		1,162 百万円	
売上高	A社	465 百万円(40%)	主な販売先 (3 者) にて、
構成	B社	349 百万円(30%)	全体の 83%を占める
	C社	151 百万円(13%)	
	仲卸	23 百万円 (2%)	
	給食ほか	174 百万円(15%)	

# 2 経営改善に向けたこれまでの協議及び取組みの経緯について

取締役会では、厳しい財政状況の立て直しを図るため経営改善策について検討し、市場棟や関連店舗棟への入居者の確保等の安定した収入確保に向けた取組みや、管理 経費の削減などの取組みを行ってきた。

年次	内容	
昭和 62 年	・社員を5名から3名に削減	
	・常勤役員の廃止	
平成9年	・社員を3名から2名に削減	
	<ul><li>・入居者の留置等に向けた施設使用料の改定</li></ul>	
平成 10 年	・社員を2名から1名に削減(市場長1名体制)	
平成 27 年	・市場長の交代に伴い、市場長を非常勤とする	

# 東広島市における農業の流通のあり方検討会について

## 1 検討会の趣旨

今後の農業の流通のあり方について検討を行う中で、東広島市における農業の流通 形態を整理し、東広島流通センターが担うべき役割と今後の方向性について検討を行 う。

# 2 検討会委員

・委員 13名(うち座長1名)

· 構成 卸売市場関係者 農業協同組合関係者

学識経験者認定農業者又は農業者

流通関係事業者 行政機関関係者

## 3 検討事項

- ・東広島市における農業の流通をめぐる現状と課題に関すること
- ・東広島市内の農業の流通経路に関すること
- ・東広島流通センターの今後の方針に関すること

#### 4 実施状況

- 第1回(令和3年2月3日)
  - ・農業の流通をめぐる現状協議
  - ・農業振興に関するアンケート結果報告
- 第2回(令和3年3月22日)
  - ・生産者の現状報告を基にした課題への対応策
- 第3回(令和3年4月30日)
  - ・集出荷団体の現状報告及び課題への対応策
- 第4回(令和3年5月27日)
  - ・卸売業者の現状報告及び課題への対応策
  - ・販売業者の現状報告及び課題への対応策
- 第5回(令和3年7月2日)
  - ・流通センターに求める機能の整理
- 第6回(令和4年3月24日)
  - 検討会内容の整理について
  - ・東広島流通センターの今後の方向性について

## 5 検討内容のまとめ

#### (1) 市内流通の現状

- ○昨今、路面店の減少や自社流通機能を有する大型スーパーや小売店の台頭など、 市場開設以降の販売形態は大きく変化している。
- ○生産者にとって出荷先の多様化が進む中、予め販売価格が分かるなど、効果的な 生産計画策定に向けた契約販売に対するニーズが高まりを見せている。
- ○学校給食の青果調達については、東広島流通センターが全量調達を担っており、 食育の観点から地産地消の推進を進める上で重要な役割を担っている。

#### (2) 地場農産物の流通

- ○市内農家の大半はJA〜出荷しており、収穫後の集荷、販売などの面において、 JAの協力を受け、生産者が生産に集中できる環境が確保されることの影響が大 きく、JA以外の販路への出荷を選択する必要性を感じていないとの声が聞かれ た。
- ○地場農産物の物流においては、JAとの連携が必要不可欠ではあるが、JAの県内産としての流通戦略の影響により、出荷量増加に向けた明確な連携方法を見つけることができなかった。

#### (3) まとめ

- ○流通形態が多様化する中で、市民に対し、流通センターの必要性について十分な 説明ができなければ、現状のままの存続は難しいのではないか。流通関係に見合 った体制とするため、現在の運営体制を見直し、収益性を踏まえた経営方針につ いて抜本的な見直しが必要である。
- ○公的な市場機能としての役割を果たすためには、生産者が流通センターへ出荷するメリットを生み出す仕組みが必要で、卸売事業者やJAの協力が不可欠である。 今後、基本的な情報を共有し連携強化を図る中で、市場流通の必要性を見い出していく。
- ○農業振興の役割として、選果場やカット工場などの新たな機能について検討を行ったが、施設建設に係る資金等の費用対効果を考慮すると困難である。
- ○今後、東広島流通センターが自ら経営健全化に関し継続的に協議し、自立的かつ 持続的な事業計画を作成するとともに、最終的には、市とともに判断を行ってい く。

# 知多南部卸売市場及び高崎市総合卸売市場への質問事項に係る回答

# 1 市場に関する事項

1 印場に関する事項	
質 問 1-1市場の設立経緯について	
知多南部卸売市場(愛知県半田市)	高崎市総合卸売市場(群馬県高崎市)
【回答】	【回答】
開設当時、毎日の食生活に欠かすことのできない野菜、果実、鮮魚等	昭和40年代初頭 市内青果業界から市場統合の必要性が強く叫ばれる
の生鮮食料品の流通については、産地並びに出荷等の大型化が進み、出	ようになる。
荷調達等により価格の安定化を図ろうとする動きを示しており、一方、	昭和43年5月 高崎市青果物卸売市場近代化促進協議会設置(市、市
消費面においても、消費志向の多様化による豊富な品揃えの要望が強ま	議会、会議所、学識経験者、青果市場関係者を構成員
っていた。	とする)
こうした状況下で流通の拠点である既存卸売市場(4市場)は、一般	昭和46年6月 高崎市食品流通協議会設置(会長は高崎市長、高崎市
に狭隘であり、また、その施設は老朽化し、市場の機能を十分に発揮で	青果物卸売市場近代化促進協議会は発展的に解消。)
きないため、経由率が低下していた。	昭和51年3月 高崎市食品流通協議会において、地方卸売市場高崎総
そこで、この情勢を踏まえ、「生鮮食料品の流通の合理化」を果たす	合流通センター(株)(案)について、この構想を推進
ため、卸売市場の整備統合を図り、拠点市場を開設することによって新	していくことが決定。
鮮かつ安定した供給ができるよう、地域住民の要望に応えなければなら	昭和 52 年 1 月 高崎市商工部内に流通センター対策室設置(事業主体
なかった。	について第三セクターか公設のいずれの方式を取るか
以上の目的から、地域の市町(2市4町:半田市、常滑市、阿久比町、	等の検討)
南知多町、美浜町、武豊町)と民間の卸売業者(知多総合卸売市場)が	昭和 52 年 11 月 高崎市食品流通協議会において、第三セクターの方針
出資して昭和61年に開設した。	及び土地持ち込み方式による市場整備の方針が決定さ
	れた。
	昭和54年10月 開場式、業務開始
	※別添資料「高崎市総合卸売市場の経過」の一部を抜粋。
出貸して昭和61年に開設した。	れた。 昭和54年10月 開場式、業務開始

質問

1 - 2

施設の面積及び施設内の各区画の使用料について

# 知多南部卸売市場 (愛知県半田市)

# 【回答】

敷地面積: 37,743 m<sup>2</sup>

使用料:

種別	金額		
	卸売金額につき、その額の1,000		
卸売施設	分の3.8に相当する額及び卸売場		
即沉地议	面積1平	方メートルに	こつき月額
	600円		
買荷保管積込所		月額	600円/m²
冷蔵庫		月額	200,000 円
業者事務所		月額	600 円/m²
仲卸施設		月額	2,000 円/m²
加工施設		月額	1,000 円/m²
加工処理施設用地		月額	80,000円
関連店舗	第1種	月額	2,000 円/m²
	第2種	月額	1,000 円/m²
銀行詰所		月額	50,000円

- ※加工処理施設用地以外は、表の金額に消費税額及び地方消費税額 を加える。
- ※第三セクターとしての売上げは、施設使用料及び場内で使用するコンテナの貸出賃料。

# 高崎市総合卸売市場 (群馬県高崎市)

# 【回答】

敷地面積:130,100 ㎡

使用料:

種別	金額
	(建物一式)
卸売場、	月額 5, 463, 450 円(青果)
事務所等	月額 2,575,150 円(水産)
	月額 1, 182, 330 円(花き)
事效形	仲卸 月額 1,050円/m²
事務所	その他 月額 730円/㎡
倉庫	月額 650円/㎡
冷蔵庫	月額 1,490,600円
/	青果 月額 2,240円/m²
仲卸店舗	水産 月額 2,420円/㎡
月月 古 古 全	角店 月額 2,640円/㎡
関連店舗	中店 月額 2,420円/㎡
会議室	大:1,000円/H 中:500円/H 小:300円/H
駐車場	月額 1,000円/台

※第三セクターとしての売上げは、施設使用料のみ。

質問 1 - 3

買受人の人数、卸売業者・仲卸業者数、供給エリアの人口及び仲卸業者の販売先について

知多南部卸売市場 (愛知県半田市)

【回答】

買受人数(登録者数): 青果部 322 人・花き部 362 人・

水産物部 145 人

高崎市総合卸売市場 (群馬県高崎市)

卸売業者:青果1社・水産1社・花き1社 仲卸業者:青果7社、水産12社、花き0社

供給エリアの人口:600,000人

※高崎市をはじめ群馬県西毛・県央地域・埼玉県本庄市・児玉地域

仲卸業者の販売先:不明

【回答】

買受人数(令和2年3月末日):431人

卸売業者:1社(生鮮食料品卸売)

仲卸業者:2社(青果物仲卸) 供給エリアの人口:287,737人

※開設当時の出資市町(半田市、常滑市、阿久比町、武豊町、美浜町、 南知多町)を供給圏内とし、令和2年度国勢調査連報値を基とした

数值。

仲卸業者の販売先:不明

質問

1 - 4

青果物、花き及び水産物に係る直近の年間取扱量(数量及び金額)について

知多南部卸売市場 (愛知県半田市)

【回答】

単位 数量:トン 金額:千円

区分	令和	口2年度	令和	元年度
<b>△</b> 刀	数量	金額	数量	金額
野菜	5, 938	1, 335, 412	6, 647	1, 327, 418
果実	2, 257	982, 156	2, 135	929, 934
水産	113	294, 359	122	334, 655

※青果物の入荷数量に対する地場産の割合として、供給圏内(知多半島 | ※kg及び円単位で回答があったため、千未満は四捨五入した。 2市、4町内)からの集荷は24%(平成30年度で金額ベース。)

高崎市総合卸売市場 (群馬県高崎市)

【回答】

単位 数量:青果・水産…トン 花き…千本(千個) 金額:千円

区分	令和2年度		令和元年度	
	数量	金額	数量	金額
青果	26, 554	6, 568, 937	30, 176	6, 913, 440
花き	23, 610	1, 800, 989	26, 677	1, 958, 056
水産	2, 840	2, 138, 304	3, 246	2, 769, 569

質 問 1-5

市場の「強み」と「課題」について、また、その課題に対する取組みについて

知多南部卸売市場(愛知県半田市)

# 高崎市総合卸売市場 (群馬県高崎市)

#### 【回答】

## ○強み

地域の拠点市場として、地元生産者、特に小規模農家の販路として、 安心・安全な地元の生産品を地域の消費者に安定供給することができる。

交通インフラが整備されている。

※最寄りのインターまで約2km 名古屋市中心部まで 約30分 中部国際空港まで約10km

#### ○課題

- ・ 卸売市場の取扱金額の減少
- ・施設の経年劣化による維持管理費及び環境整備費の増加
- ・ 施設の改修が必要

# ○課題に対する取組み

現有施設の有効活用等による収入の確保について検討を行うため、 アイデアなどを話し合う場を令和3年度に設置した。

# 【回答】

# ○強み

高崎市場は交通網に恵まれ、近くには関越自動車道高崎・玉村インターチェンジがあり、東毛広域幹線道路の全面開通で県東毛地域(伊勢崎市・太田市方面)などから、また主要地方道前橋・長瀞線も拡幅工事が行われ、各方面からもアクセスが良く、この地域の買参人だけではなく県内、隣県の買参人からも利用しやすい場所となっている。

#### ○課題

開設以来40数年が経過し、施設の老朽化が目立つようになってきており、施設そのものが古く、近年は環境や衛生面に対してもそれに対応できる施設となっていないため苦慮している。

○課題に対する取組み 現時点では、特に無し。

質 問 一般の方への市場開放について、一般の来場者の人数及び市場全体の売上げに対する一般来場者による売上げの割合について、		
 1-6  また、時流やお客様のニーズの捉え方について		
知多南部卸売市場(愛知県半田市)	高崎市総合卸売市場(群馬県高崎市)	
【回答】	【回答】	
一般の方への市場開放について、過去には、実施したことがあるが、	詳細については未調査。	
現在は実施していない。		
特別、時流やお客様のニーズを把握する取組みは行っていないが、卸		
売業者が、仲卸業者や売買参加者などから受けた声を基に、市場運営に		
活かす場合はある。		

質問	【高崎市総合卸売市場のみ】	
1 – 7	ニコニコ感謝デーの経緯、内容及び来場者数について、ま	た、市場見学の件数と人数(コロナ禍以前の人数も)について
	知多南部卸売市場(愛知県半田市)	高崎市総合卸売市場(群馬県高崎市)
【回答】		【回答】
		ニコニコ感謝デーについては、平成14年に一般の方にもお買い物を
		していただこうという機運が市場内で上がり、卸売会社(青果・水産2
		社)と青果仲卸・水産仲卸・関連店舗の代表の方々に参加していただき、
		ニコニコ感謝デー実行委員会を立ち上げ、実施に向けての話し合いを行
		い、買受人に迷惑をかけないような時間を設定して実施することとなっ
		た。
		来場者は、平成17年をピークにやや減少はしているものの、令和2
		年度では20回開催し約37,000人を超える来客があり、根強い人気が
		ある。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4
		月と5月の各2回は開催を見送った。
		市場見学については、次のとおり。
		令和元年度 受入件数:12件、見学者数:306人
		令和2年度 受入件数: 5件、見学者数226人

質 問	【高崎市総合卸売市場のみ】	
1 – 8	移動販売支援について	
	知多南部卸売市場(愛知県半田市)	高崎市総合卸売市場(群馬県高崎市)
【回答】		【回答】
		市場では、高崎市の支援により、中山間部地域の交通弱者に対して4
		台(4業者)により移動販売を行っている。
		なお、中山間部だけではなく地域の公園等に出向き、高齢者等を対象と
		しての販売も行っている。

# 2 第三セクターの運営・市の市場への関わり方に関する事項

市の総合計画等に市場に関する具体的な記述はないが、食の安全や

地産地消の推進を図るうえで、市場の役割は大きいと考える。

	プログログ の の の の の の の の の の の の の の の の の の		
質 問	第三セクターとしての設置目的と現在の市場としての役割について、また、基本構想又は基本計画などの行政計画や施策体系の中		
2 – 1			
	知多南部卸売市場(愛知県半田市)	高崎市総合卸売市場(群馬県高崎市)	
【回答】		【回答】	
○第三セク	ターとしての設置目的について	○第三セクターとしての設置目的について	
質問1-	- 1 「市場の設立経緯について」と同様。	質問1-1「市場の設立経緯について」と同様。	
○現在の市	ī場としての役割について	○現在の市場としての役割について	
開設当時と同様、知多半島2市4町の消費者に、安心・安全な地元		高崎市民をはじめ近隣住民に対して安心・安全な食の提供と欠かす	
の生産品を安定供給する役割を担っている。加えて、地域の小規模農		ことのできない生鮮食料品等の安定供給を行う。	
家の販路のひとつとなっている。			
また、市は、大規模災害発生時における市外からの救援支援物資等		○計画等への市場の位置づけについて	
の集積及び仕分け作業を行う施設として市場を指定している。(大規		市の基本構想等に特に位置づけの記載はないが、市長が代表取締役	
模災害時における「知多南部総合卸売市場」の使用に関する協定)		社長を務めており、運営費も補助している。	
○計画等への市場の位置づけについて			

<ul><li>質 問</li><li>1 市としての市場への支援施策・体制について</li></ul>	市としての市場への支援施策・体制について		
知多南部卸売市場(愛知県半田市)	高崎市総合卸売市場(群馬県高崎市)		
【回答】 支援施策は特に実施していない。ただし、市場の経営改善に取り組むためのアイデアなどを話し合う場を令和3年度に設置した。 ※参加者:半田市経済課農務担当、知多南部卸売市場株式会社、 卸売業者 また、市場とJAとの関係について、特に関係はない。	【回答】 市場が今後も安定した経営を続け、地域における生鮮食料品等の円 滑な流通が確保できるように運営費を一部補助している。 補助金額:11,223千円(令和3年度)		

質 問	行政機関や出資した民間企業とは異なった、独自の特徴的で柔軟な運営について、また、代表取締役社長等以外の実質的な運営者				
2 – 3	について				
知多南部卸売市場(愛知県半田市)		高崎市総合卸売市場(群馬県高崎市)			
【回答】		【回答】			
柔軟な運営については、行政のように予算に縛られることなく、資金		第三セクターの強みとしては、自治体が経営に関与することで、公			
面での制約はあるものの、事業運営において必要な対応、制度の見直し		共性が高い事業や安定的な運営ができること、かつ、民間のノウハウ			
などについては、スピード感をもって進めることができる。		を生かした経営ができることである。			
ただし、実質的な事務を担っている者にその権限が集中することによ		高崎市総合卸売市場株式会社では、市長が代表取締役社長に就き、			
り、リスクが生じる場合がある。		経営の主導的な役割を務めている。また、通常時は副社長が常駐して			
実質的な運営者については、知多南部卸売市場株式会社の専務(専従)		おり、業務の管理運営に務めている。			
が実務的な事務等を担っている。(代表取締役は半田市長)					

質問	【知多南部卸売市場のみ】				
2 – 4	令和元年度決算の中で「本市場の選択すべき抜本的対策について事業計画を立案していく」とあるが、その進捗状況と抜本的対策				
	の具体的内容について				
	知多南部卸売市場(愛知県半田市)	高崎市総合卸売市場(群馬県高崎市)			
【回答】		【回答】			
令和元年度	でに、市場の今後のあり方等について調査検討を行い、その				
結果を踏まえ	<ul><li>、具体的な取組みについて協議を進めることとした。</li></ul>				
しかし、そ	の後の協議において、調査検討の方針に対して、三者の合				
意が得られな	かったため、当面は、現状を維持することとした。				
※三者…半田市、知多南部卸売市場株式会社、卸売業者					

# 高崎市総合地方卸売市場統合経過(プロセス)

昭和40年代初頭より、高崎市においては青果業界から市場統合の必要性がつよく 叫ばれるようになり、昭和43年5月、高崎市青果物卸売市場近代化促進協議会(市、 市議会、会議所、学識経験者、青果市場関係者を構成員とする)が発足した。青果3 地方卸売市場も併行して統合問題の話し合いをすすめていたが、昭和44年には青果 共同荷受会社構想、高崎総合流通センター構想(公設、用地面積6万坪)が協議会に おいて討議された。

昭和45年10月からは、市内の大八木地区が統合市場建設用地として土地買収交渉もはじまり、昭和46年5月には、大高(㈱高崎青果市場)と丸一(㈱丸一青果市場)の2市場が先行し、共同の荷受会社も設立した。ただし、この会社は実際の活動にいたらず、高崎総合流通センター構想も、再度見直しということになった。

昭和46年、卸売市場法の施行の動きに伴い、従来の協議会も発展的に解消して高 崎市食品流通協議会(会長は高崎市長 水産2市場、花き1市場等も参加)が発足し た。

9月、大八木地区の土地買収が不可能となり断念、これにかわっって10月には宿 大類、上大類地区を流通センター用地とし、買収交渉が開始された。(なお、宿大類、 上大類地区については昭和47年3月、流通センター建設反対陳情が議会に提出され、 その後も校章が進展せず昭和50年2月に用地取得交渉は中止された。)

昭和47年6月、青果3市場により共同荷受会社として㈱丸高青果卸売市場(資本金1億2千万円 事務所 高崎市石原町52 高印((協)高崎青果乾物中央市場)市場内)が設立され、9月より「みかん」の共同荷受が開始された。しかし、仕切りは3市場が個々別々であったため、統合の実はなく、有効に機能しなかった。

昭和48年9月、市議会産経常任委員会において生鮮食品流通センター構想について審議、公設か民営のいずれ方式で行くかについて検討することとなった。

昭和49年9月、市議会に対して統合市場設置推進について市場関係者から請願書が提出され、昭和50年6月議会にも同様の陳情書が提出された。

昭和50年2月、下大類地区において、流通センター用地提供を含めた土地改良事業実施について地権者との同意がとれ、流通センター用地買収の目途がつくこととなった。12月には地権者に対して1㎡11,000円の価格も提示された。

昭和50年6月、国の中央卸売市場整備計画の見直しに伴って、群馬県西部と中部の2流通圏を県央地域として一体化し、中央卸売市場設置を検討するため、群馬県が中央卸売市場問題研究会を開催したが、高崎市と前橋市の意見調整がつかず、中央市場の設置計画については見送りとなった。

昭和51年3月、高崎市食品流通協議会が開催され、地方卸売市場高崎総合流通センター㈱計画(案)が提出、この構想を推進していくことが決定された。

※地方卸売市場高崎総合流通センター㈱

設置場所 高崎市下大類町

敷地面積 135, 100 m<sup>2</sup>

総事業費 約44億円

資本金 5億円

これにつづき、3月中に青果3市場はそれぞれ総会を開催して、流通センターへの参加を議決した。

昭和51年7月、農林省から第3セクターの場合も公設市場並に定率補助するとい

う通知があった。10月、水産2市場が市場統合のため委員会を組織した。

昭和51年11月、青果3市場が統合し、群高青果㈱(資本金3千万円)の設立総会を開催した。(昭和52年6月に㈱丸高青果卸売市場の業務を引き継ぐ。)

昭和52年1月、市役所に流通センター対策室(室長ほか2名)が設置された。

3月、食品流通協議会が開催され、当面、小委員会を設置し、①用地取得の方法について(第3セクターで土地を購入するか、買換資産の特例の摘要をうけるか、旧市場の寄付行為によるかの検討)②事業主体について(第3セクターでいくか、公設でいくかの検討)③水産卸会社の統合問題について、の3点で方向づけを行っていくことを決定した。

昭和52年7月、高工団(高崎工業団地造成組合)と地権者との契約が成立。(地権者168名、4万坪、単価坪36,300円)この間、各市場において総会が開催され、第3セクター方式および土地持ち込み方式が基本的に了承された。

- 10月、6市場より流通センター株式会社の早期設立について陳情書が提出された。
- 11月、①第3セクター②土地持ち込み方式による市場整備の方針が高崎市食品流通において決定された。県、農林省に市場整備計画を正式に提出。
- 12月、市議会全員協議会において流通センター計画の概要について説明。高崎市総合卸売市場株式会社(仮称)の設立発起人準備会を開催。28日には、高崎市総合卸売市場株式会社発起人会が高崎市役所で開催された。

昭和53年1月14日、高崎市総合卸売市場株式会社設立総会が開催された。

# 市場開設に至る主の経過

昭和4	3年	5月	青果物卸売市場近代化促進協議会設置
4	4年		高崎市総合流通センター構想(公設、用地面積6万坪)を検討
4	5年1	0月	大八木地区の土地買収交渉開始(46年9月断念)
4	6年	6月	高崎市食品流通協議会設置
5	0年	2月	下大類地区の土地買収につき地権者の同意の目途がつく。
		6月	県の中央市場設置構想が見送りとなる。
5	2年	1月	高崎市商工部内に流通センター対策室設置
		2月	市議会産経委員会において流通センター計画の検討経過報告
		3月	群馬県卸売市場整備計画の説明会
			6市場代表による国会議員への陳情
		5月	農振法適用除外の許可
		8月	模擬設計委託
		9月	6市場より確約書(第3セクター土地持ち込み方式)提出
	1	1月	土地売買予約契約の締結
	1	2月	高崎市総合卸売市場株式会社発起人会
5	3年	1月	高崎市総合卸売市場株式会社創立総会
		2月	新市場建設委員会設置(開設会社及び青果、水産、花き各卸会社代表
		て	*構成)
		4月	流通センター懇談会設置
		5月	基本設計完了
		9月	建築確認許可
	1	0月	起工式第1工区工事着手
5	4年	1月	農林漁業金融公庫資金の貸付け決定
		5月	関連店舗出店希望者への説明会実施
		6月	青果・水産仲卸店舗出店希望者への説明会実施
		7月	会計検査院会計検査実施(昭和52年度造成工事対象)
			仲卸業者、関連事業者選考委員会設置
		8月	業務規程等説明会実施

10月 開場式、業務開始

# 市場開設に至る主の経過

- 昭和43年 5月 高崎市青果物卸売市場近代化促進協議会が発足
  - (市、市議会、会議所、学識経験者、青果市場関係者を構成員とする。)
  - 46年 5月 大高 (㈱高崎青果市場) と丸一 (㈱丸一青果市場) の2市場で共同荷 受会社を設立

(実際の活動はなし)

- 46年 6月 高崎市食品流通協議会設置
  - (会長は高崎市長、水産2市場、花き1市場も参加)
- 47年 6月 青果3市場により共同荷受会社として㈱丸高青果卸売市場(資本金1 億2千万 事務所 高印((協)高崎青果乾物中央市場内)を設立。 (9月より「みかん」の共同荷受を開始)
- 50年 2月 下大類地区の土地買収につき地権者の同意の目途がつく。
- 51年10月 水産2市場が市場統合のため委員会を組織
- 51年11月 **青果3市場**が統合し、<u>群高青果㈱</u>(資本金3千万円)の設立総会開催 (52年6月より㈱丸高青果卸売市場の業務を引き継ぐ)
- 52年 1月 高崎市商工部内に流通センター対策室設置
  - 12月 高崎市総合卸売市場株式会社発起人会

# 53年 1月 高崎市総合卸売市場株式会社創立総会

- 2月 新市場建設委員会設置 (開設会社及び青果、水産、花き各卸会社代表で構成)
- 4月 流通センター懇談会設置
- 54年 7月 水産2市場が統合し、㈱群馬県水産市場が設立。

(高崎魚介商業協同組合と高崎水産物商業協同組合)

- 10月 開場式、業務開始
- **青果3市場** 大高(㈱高崎青果市場)、高印((協)高崎青果乾物中央市場)、 丸一(㈱丸一青果市場)
- 水産2市場─ 丸三(高崎魚介商業(協))、丸東(高崎水産物商業(協))
- 花き1市場一 群馬県中央園芸㈱

# 市民経済委員会行政視察報告

日程:令和4年7月20日(水)~令和4年7月21日(木)

視察先:島根県出雲市、知多南部卸売市場(愛知県半田市)

参加者:北林委員長、鈴木(英)副委員長、中川委員、奥谷委員、加根委員、乗越委員、牧尾委員、

執行部1名、事務局随行1名

● 島根県出雲市 【人口】174,527 人(R 4.7) 【面積】624.36 k ㎡

## ◆ 視察事項

「出雲総合地方卸売市場における第三セクターから民営への移行について」

# 1 視察内容

## (1) 出雲総合地方卸売市場の開設時の経緯及び概要

- ・昭和54年に、青果、鮮魚を一括して取り扱う 官民共同出資の第三セクター方式として、 地方卸売市場を設立。(出雲市の出資:55.0%、 卸売業者:32.4%、その他12.6%)
- ・施設建設に際し、国県補助金や低利融資が得られること、市場取引ルールの調整・統一や市場の信用力を得るためには行政の関与が必要であったため、第三セクター方式を採用した。
- ・取扱品目…青果、花き、水産物
   流通圏域…<u>出雲市、雲南市、飯南町</u>(圏域人口22.2万人)
   取扱高…45億6,700万円(民営化前のH24年度当時)
- ・民営化するまで開設から34年経過しているが、<u>34年間常に黒字経営が続いた</u>。 H14~H25の経常利益は、1,100万円~2,000万円で推移。

#### (2) 出雲総合地方卸売市場の民営化に至った経緯

- ・農林水産物の生産・流通・販売をめぐる環境が大きく変わり、流通形態の多様化、小売店舗から大型量販店への移行により、全国的に卸売市場を経由しない販売が増え、出雲市においても市場取扱高が年々減少した。
- ・公的信用性、経営の安定化という第三セクターとしての当初の目的は達成した。
- ⇒ <u>民間企業が持つ専門的な知識、経験、企画営業力等を迅速に発揮するため、行政が経営</u> 権に関与しない民営の体制に移行し、市場取引の活性化を図ることが望ましいと考えた。



#### ・民営化のスケジュール

年 月	内容			
H 2 1.3	出雲市議会から出雲市へ「出雲総合地方卸売市場の民営化に関する申			
П 2 1. 3	し入れ書」を提出			
H 2 2.6	市において、「21世紀出雲市行財政改革第2期実施計画」を策定し、			
П 2 2. 0	市場においては、「市場の関与を見直し民営化を検討する」と明記。			
H 2 2.8∼	財産処分に関する国県協議。H24.12.27国より承認通知。			
H 2 4. 1 2	※財産処分に係る国や県との調整、手続きに時間を費やした。			
H 2 2.5	市保有財株の譲渡に関する各組織の決定・承認。			
H 2 5.6	市保有株式の卸売業者への減額譲渡が議決され、完全民営化。			

# (3) 民営化に係る株式の譲渡について

譲渡価格:1億8,100万円(出雲市出資額:2億7,500万円)

譲渡先:卸売業者

- ・譲渡先との協議の結果、将来の施設改修計画(約1億円)に対する55%の出資比率相当分と、完全民営化後の市場機能の維持と経営改善に向けるための助成経費として、固定資産税3か年相当分を合わせた9,400万円を減額した。
- ・民営化とは言え、市と卸売業者で交わした確認書において、市場の活性化をはじめ、卸売市場としての目的を継承した施設の活用、新築・増改築等の事前協議等について整理している。

## (4) 民営化後の状況について

- ・民営化後の取扱高は増加している。(令和3年度取扱高:51億6,428万円)
- ・直近5年の経常利益は、約1,843万円~2,830万円で、健全経営を維持している。
- ・民営化後については、基本的に市が市場の経営等に関与することはないが、毎年決算状況の 報告は受けている。
- 経営安定化を図るため、敷地内の駐車場の余剰部分の有効活用として、太陽光発電所を設置。
- ◎出雲総合地方卸売市場は、設立以降、第三セクターの時代から市からの補助等が無くても安定的な黒字経営を維持されており、将来に向けた発展的な完全民営化を果たされている。

#### 2 質疑応答

- Q 出雲市議会から出雲市へ出雲総合地方卸売市場の民営化に関する申し入れがあったことに ついて、当時、市議会でどのような背景があったのか。
- A 当時、市長が変わるタイミングでもあり、財政の立て直し、行財政改革を図る上で第三セクター等の整理を行う必要があった。市場については経営も安定しているため、以前から民営化の話はあったとは思われるが、このタイミングで議会から市に対し背中を押す形で、民営化に関する申入れを行ったのではないかと思われる。
- Q 平成24年度(民営化する直前)の取扱高が45億6,700万円とあるが、これは地元の消費が大部分を占めているのか。
- A 基本的には、地元での取扱いである。

- Q 株式の譲渡について、市場自体安定的な黒字経営をされる中で、減額譲渡ができたのか。税 務上の処理に問題は無かったのか。
- A 譲渡額の設定については、譲渡先との調整の中で設定された。当時の税務上の処理について の詳細までは把握していないが、株価自体を下げたのではなく、株式そのものの価値を維持し たまま、当該株式を減額して譲渡するという整理で、議会からの議決をいただいたものである。
- Q 農林水産物の生産・流通・販売をめぐる環境が大きく変わり、市場取扱高が減少する厳しい 状況の中で、卸売業者としては民営化は受け入れ難いことが想定される。その中で、卸売業者 が民営化を受け入れた要因は何か。
- A 卸売業者が中心的な存在として市場を運営しており、ノウハウや営業力、市場としての信用も確立していた。行政が経営に関与しない体制の方が、経営判断・改善等の迅速な対応も可能であり、株式の譲渡額については協議を要したものの、民営化については卸売業者としてもスムーズに受け入れられた。
- Q 出雲総合地方卸売市場は、開設当時は出雲市内だけの取引きで、雲南市や飯南町へ流通圏域 を広げられたのか。
- A 開業当時から、圏域は、出雲市、雲南市及び飯南町である。
- Q 流通傾向が変化する厳しい状況の中、開設以降黒字経営を継続できている要因は何か。
- A 卸売業者が市場の中心的役割を担っている中、他の市場と比較しても高い手数料を設定されたにもかかわらず、取扱高も高い水準で維持されている。卸売業者による農家等への顔の見える付き合いの展開等といった営業努力が非常に大きく、様々なニーズに対応できるよう市場を展開され、大型店舗等も取り込む能力やノウハウを持っておられたことも一因だと思われる。
- **Q** 市と卸売業者で交わした確認書の中で、「施設・設備の新設、増改築及び修繕等を行うときは、着手前に市に協議するものとする。」とあるが、市場の更新や増改築等を行うときは、市が補助を行う意味合いも含まれているのか。
- A 市場の建設に、国及び県の補助金が活用されている関係で、財産処分制限期間内は勝手に処分等できないため、更新や増改築等については事前に市との協議が必要であるという趣旨であり、市から補助を行うということではない。
- Q 民営化により、敷地の所有について変更はあったのか。
- A 敷地については、もともと株式会社出雲総合地方卸売市場の所有である。
- Q 市場の機械設備について、袋詰めやカット野菜に対応できる設備は導入されているのか。
- A 民営化後におそらく導入されていると思われるが、民営化後は市が関与していない関係で、 詳細までは把握していない。

● 知多南部卸売市場(愛知県半田市) 【人口】118,184人(R4.7) 【面積】47.42km²

## ◆ 視察事項

「知多南部卸売市場について」

# 1 視察内容

# (1) 知多南部卸売市場の開設時の経緯及び概要

- ・毎日の食生活に欠かすことのできない野菜、 果実、鮮魚等の生鮮食料品の流通の合理化を 果たし、地域住民の要望に応え、新鮮かつ 安定した供給ができるよう、地域の市町 (2市4町:半田市、常滑市、阿久比町、 武豊町、美浜町、南知多町)と民間の卸売業者 が出資して昭和61年に開設した。
- ・取扱品目…野菜、果実、水産 供給エリアの人口…287,737人(開設時の出資市町を供給圏内とした令和2年度国勢 調査速報値を基とした数値) 取扱量(R3年度)…7,889トン 取扱金額(R3年度)…2,546,538千円





青果物の入荷数量に対する地場産(供給圏内)の割合…24% ※H30年度・金額ベース 買受人数…431人(令和元年度)

# (2) 市場の役割、強み及び課題について

#### ○役割

開設当時と同様、知多半島2市4町の消費者に、安心・安全な地元の生産品を安定供給する役割を担っている。加えて、地域の小規模農家の販路のひとつとなっている。また、半田市は、大規模災害発生時における市外からの救援支援物資等の集積及び仕分け作業を行う施設として市場を指定している。半田市から市場への支援施策は特に実施していない。

#### ○強み

地域の拠点市場として、地元生産者、特に小規模農家の販路として、安心・安全な地元の生産品を地域の消費者に安定供給することができる。また、交通インフラが整備されている。 ※最寄りのICまで約2km、名古屋市中心部まで約30分、中部国際空港まで約10km。

#### ○課題

- ・卸売市場の取扱金額の減少(生産者の減少に伴う生産量の減少が要因)
- ・施設の経年劣化による維持管理費及び環境整備費の増加
- ・施設の改修が必要

## (3) 市場のあり方についての調査検討について

令和元年度に、市場の経営の改善方策と今後のあり方等について調査検討を行い、その結果を踏まえ、具体的な取組みについて協議を進めることとした。調査検討の方針として、次の4つの方向性を挙げた。

- ①市場を株式持分で清算し、民間事業者に引き継ぐ。
- ②市場が施設の大規模改修を行い、時期を見て民間事業者に引き継ぐ。
- ③市場が新たな土地取得と施設建設を行い、一定期間市場による経営を行った後、民間事業者に引き継ぐ。※現有地は、一部売却、一部賃貸
- ④民間による移転新設又は廃止

しかし、その後の協議において、調査検討の方針に対して、半田市、知多南部卸売市場(株) 及び卸売業者の3者の合意が得られなかったため、**当面は、現状を維持することとした**。

ただし、<u>今後の経営や施設の修繕、現有施設の有効活用による収入の確保等について検討を</u> 行うため、アイデアを話し合う場を令和3年度に設置した。そこで出されたアイデアとしては、 新半田病院の移転・建設に伴う未利用施設の貸付け等が挙げられた。

# 2 質疑応答

- **Q** 現有施設の有効活用として実施された未利用施設の貸付けにおいて、得られる収入はどのくらいか。
- A 市場の隣接地への新半田病院の移転・建設に伴い、市場内にある会議室及び駐車場を同病院の建設業者にお貸しした。また、未利用の敷地内に現場事務所を造っていただく予定で、その用地としてもお貸しし、今後3年間で約2,000万円の収益を得る計画である。その収入で、市場内の蛍光灯のLED化による経費の削減、無停電装置や排水ポンプ施設の修繕を行った。整備する際、補助金を活用している関係上、補助金適正化法に対する整理が課題である。その他、余剰地を民間事業者へ売却し、市場面積を縮小し、固定資産税の減額を図った。
- **Q** 市場は昭和61年に開設されているが、未だに補助金適正化法の適用を受けるのか。また、何かしらのペナルティ等が課される可能性もあるのか。
- A 市場の建物の耐用年数は50年だが、建築から相当の年数が経過していることもあり、補助 金適正化法に対する整理については愛知県と協議していく。ただ、全国的にも市場内に流通と は関係のない業種が入居されているケースはある。
- **Q** 新半田病院の移転・建設による未利用施設の貸付けは、一過性の対応にもなりかねないが、 その後の見通しについてはどのようにお考えか。
- A 半田市との合意が得られているわけではなく、市場業務との整合については継続して課題があるが、病院が建設されることに伴い、薬局の誘致を検討したい。

- **Q** ①買受人は431人(R2.3月末)とあるが、実際に市場にいらっしゃる買受人はどのくらいか。
  - ②買受人の高齢化に伴い、個人の小売店の減少が見込まれるが、今後の見通しについてはどのようにお考えか。
- **A** ①詳細の人数については把握していないが、買受人は高齢化しているものの、極端に減少していることはないと認識している。
  - ②個人の小売店等については減少の方向に進んでいると思われる。ただ、市場を考える際に、 どこに卸すかという話になりがちだが、市場の大きな役割として、農家の受入先としての機 能がある。もし、この市場を無くしてしまったら、農家の高齢化も進んでおり、その農家の 方たちが耕作を放棄し、知多半島が耕作放棄地で埋まってしまうおそれがあると考える。市 場の必要性については、そういった視点も入れて議論していただきたい。
- **Q** 大型店舗等は、農家と直接取引等を行って、市場を経由しない流通が増えていると思われるが、その危機管理についてどうお考えか。
- A 全国的な流れとして、若い農業者等が農業法人を作って、機械を導入して農業参入されており、独自の流通ルートを持つこともあるが、すべての品目に対して契約相手がいるわけではなく、一部の品目に対しては農協や市場へ出されている。
- **Q** 敷地面積が37,743㎡と広大だが、開設当初は、敷地全体・活用できていたのか。取扱量の減少により事業が縮小し、敷地に余剰ができることになったのか。
- A 当初、青果と合わせて魚の一大市場も目指していた。漁協の協力が一本化できなかったこと や私設の魚市場との統合ができなかったことで、魚市場としての機能が果たされず、開設当初 から敷地の余剰が発生してしまった。
- Q 入荷される青果物の供給圏内の割合は24% (H30年度…金額ベース)とあるが、半田市内の割合はどの程度か。
- A 圏域内は25%程度であるが、その中で4割程度が常滑市である。半田市は酪農業の生産高は高いが、青果物を取り扱っている農家は少なく、供給圏の構成市町では半田市の入荷量は3~4番目である。

## ◎ 各委員からの感想

## ◇ 共通事項

- 出雲総合地方卸売市場及び知多南部卸売市場の両市場とも経営努力が伺えた。出雲市の場合は卸売業者が大手の商業施設等への販路拡大を行っており、半田市の場合は卸売市場が空きスペースや駐車場の貸し出し、また、土地の売却による固定資産税の軽減などを行っている。
- 東広島流通センターを含め、出雲市及び知多南部卸売市場を視察して、改めて時代の流れを 感じた。大型店舗等は直接農家から仕入れることはもちろん、今日では契約栽培・契約生産等 も行われている。

市場経由の青果物等の流通量の激減は本市も含め、各々同様であるようだ。

#### ◇ 出雲市

- 出雲総合地方卸売市場については、核となる卸売業者である出雲大同青果株式会社という組織を受け皿として、第三セクターからの民営化が図られた。民営化についても、当初の組織において、黒字決算を重ねていたことから、スムーズに移行している。民営化の理由についても、市場取引の活性化が図られるとのことであり、完全に行政から独立を果たし、民営化の効果も出ているようである。
- 開業当初から黒字化を達成し続けている背景は、出雲大同青果株式会社の営業手腕が勝っていたから、スムーズに民営化へ移行できたと感じた。

市場のインフラ整備に力を入れ、4,400万円の投資で太陽光パネルを設置し、敷地内の余剰部分の有効活用を図っており、良い取組みと感じた。

○ 出雲総合地方卸売市場の完全民営化については、当時の民主党政権における事業仕分けや市長交代などの影響により、また、出雲市議会からの民営化に関する申し入れ書の提出を受け、平成22年の出雲市行財政改革第2期実施計画の策定に基づき、検討に入り、様々な協議を経て、平成25年に実現した。第三セクター設立以降も黒字経営が続き、もはや市の関与が不要になっていたことが主因であり、実質赤字経営が続き、今後の在り方を探っている東広島流通センターの状況とは異なる。

出雲総合地方卸売市場は第三セクターで設立された当初より、その組織の中心的役割を果たしていたであろう卸売業者である出雲大同青果株式会社の存在が大きく、完全民営化後も同社が持つノウハウも採用され、現在も安定した経常利益を出していることを考えると、核となる民間企業、団体の存在が必要不可欠と感じられた。

農林水産物の生産、流通、販売をめぐる環境は、大きく変化しており、民間企業が持つ専門知識、経験、企画営業力などが活用され、マーケティングなど消費者のニーズを把握し、迅速に対応することにより、市場取引の活性化が図られることが期待できる。

行政が経営に関与しない体制になり、市関連施設のスリム化を図ることにも有効であると感じられ、東広島流通センターでそのような対応がなされているかは、不透明である。

- 当初の第三セクター方式での取組みにおいても、市場信用力の向上に努めておられたことは本市とは真逆である。経済の変化に対応するための柔軟な取引を行うため、第三セクターから民営に移行されたことは、時に応じた選択であったように思う。民営企業が持つ専門知識、経験、企画営業力がフルに発揮でき、まさに市場取引の活性化につながっている。黒字経営に甘んじることなく、さらなるパワーアップ(営業努力)がなされている。
- 完全民営化移行への考え方の内、①近年の農林水産物の生産・流通・販売をめぐる環境は大きく変わり、産地間競争の激化、流通の大規模化と範囲拡大、消費者の購買動向の変化(小売店舗から大型量販店への移行、安全性の追求等)が顕著である。②様々な流通経路がある中で、全国的に卸売市場を経由しない販売が増え、本市においても市場取扱高は年々減少している。という考え方がある中で、完全民営化ができ、売上も徐々に増加し経常利益も確保し、健全経営を維持されているのは、民間事業者の経営能力の素晴らしさを感じた。

ただ、具体的な取組内容や経営者の方針が確認できなかったのが残念である。

# ◇ 知多南部卸売市場(愛知県半田市)

- 半田市が抱える知多南部卸売市場については、第三セクター方式を堅持している。その大きな理由として、野菜出荷農家の割合が約25%あり、もしこの市場を閉じるようなことがあった場合、知多半島は耕作放棄地が激増するだろうとの予測だからということだった。これももっともな理由であり、小規模農家を守っていく施策につながっていくものである。収益の柱については、知恵を絞って市場経営を行うことで、複合的な取組みを行っている。
- 2市4町と卸売業者が出資して昭和61年に開設されたが、当初の計画より規模が縮小された状態で開業したため、取扱量の減少に伴い苦しい経営をされている。

敷地面積も37,743㎡と広大であったため、敷地の一部を建設業者に売り払って土地使用料の削減を図った。また、LED化を推進しコスト削減を図った。

- 知多南部卸売市場の運営における基本的営業姿勢は、食欲なまでの利益向上と、全体幸福と 捉えられており、そこの基軸となっているのが農家の売上向上、つまり軸足を生産者に向けて いることである。一番関心を持ったのは市場とは関係ない企業を入れ、収益を上げていること である。さらに設備の改善も図り、専用の加工場を設置されている。このアイデアも驚いた。
- 卸売市場として経営が厳しい中で、未利用施設の貸付け等により、収入確保の取組みをされているが、長期的には不安があると感じた。

市場の役割の一つに、小規模農家や高齢者の生産意欲と農地保全のために市場として一定の 役割を果たしていこうとされているが、後継者の育成を共に行わないと、将来的には役割を果 たしていくことにつながらないと感じた。

ただ、市場長の卸売市場を思う、強い熱意を感じた。